



介護保険料の遡及賦課誤りについて

介護保険料の遡及賦課の時期について事務処理誤りがあり、次のとおり一部の被保険者から誤って保険料を過大徴収又は過大還付していただきましたので、報告します。

1 概要

介護保険料の遡及賦課事務について、介護保険法（以下「法」といいます。）第200条の2^{*}で定める賦課決定の期間制限の規定に基づき、処理を行ってきましたが、特別徴収（年金から天引き）における賦課決定の期間制限の起算日の解釈が誤っていました。

※ 法第200条の2（平成27年4月1日施行）

保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない。

また、令和5年9月8日付けの厚生労働省からの起算日の解釈の通知により、呉市の解釈誤りが分かるはずでしたが、メールの確認漏れにより処理が適正にできておらず、法律の正しい解釈に基づいた対応が遅れました。

2 対象となる保険料等

(1) 対象となる保険料

法改正後の平成27年度分～令和4年度分の介護保険料

（令和5年度分は賦課権の期間制限の起算日（令和7年5月11日）が到来していないため、令和4年度分までの介護保険料が対象となります。）

(2) 対象人数及び金額

ア 過大徴収（増額変更してしまったもの）	22人	551,760円
イ 過大還付（減額変更してしまったもの）	61人	1,534,190円

3 原因

(1) 介護保険料の遡及賦課誤り

平成27年4月の法改正の際に、特別徴収における起算日を「5月10日の翌日」とすべきところを普通徴収（納付書・口座振替による支払い）の第1期の納期限である「7月31日の翌日」と誤って解釈し、本来賦課決定ができない期間（5月11日～7月31日）に保険料の増額又は減額賦課を行ったためです。

(2) 通知を受けてからの対応の遅れ

令和5年9月に、厚生労働省からの当該通知により是正すべきチャンスがあったにも関わらず、メールの受信確認が遅れたため、賦課誤りの対象者が増えることとなりました。

4 今後の対応

(1) 保険料を過大に徴収してしまった方（22人）への対応

法第200条の2の適用となる平成29年度以降の遡及賦課分を還付することとし、お詫びの文書と還付請求書を送付し、還付手続を行います。

(2) 保険料を過大に還付してしまった方（61人）への対応

法第200条の2の規定により、すでに遡及賦課できる期間（2年）を過ぎていることから、還付した保険料の返還は求めません。

5 再発防止策

まず、法解釈等が正しく行えるよう法務担当に丁寧に相談するよう徹底すること、更にもその上で疑義が生じた場合、国や県へメール等で対応方法を確実に確認するとともに、周辺自治体等への聞き取りを行うなど、内容を正確に把握し、適正な運用を行います。

また、メールの確認についても、確認する担当者を決め、開封済みで未処理となっているメールは必ず処理済みになっていることを適宜確認するルールを課内会議で定めることで、見落としのないよう努めてまいります。